

7 気象観測・気象予警報関係

7-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準

1 警報・注意報発表基準一覧表

気象業務法に基づく、御前崎市における気象等の予報(主な注意報のみ)および警報の種類及び発表基準並びに気象等の予報及び警報を発表する細分区域は次のとおりである。

(静岡地方気象台) 令和7年5月29日時点

御前崎市	府県予報区		静岡県		
	一次細分区域		西部		
	市町村等をまとめた地域		遠州南		
特別警報 ※1	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮			高潮になると予想される場合	
	波浪			高波になると予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	108	
	洪水	流域雨量指数基準		新野川流域＝12.9	
		複合基準		－	
		指定河川洪水予報による基準		－	
	暴風	平均風速		陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪	平均風速		陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		6.0m	
高潮	潮位		1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		16	
		土壌雨量指数基準		64	
	洪水	流域雨量指数基準		新野川流域＝10.3	
		複合基準		－	
		指定河川洪水予報による基準		－	
	強風	平均風速		陸上	12m/s※2
				海上	15m/s
	風雪	平均風速		陸上	12m/s※2 雪を伴う
				海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		3.0m	
	高潮	潮位		1.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程		陸上	100m
海上				500m	
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%				
なだれ	1. 降雪の深さが30cm以上あった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合				

	低温	冬期:最低気温-4℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

※1 気象庁ホームページより

※2 御前崎特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

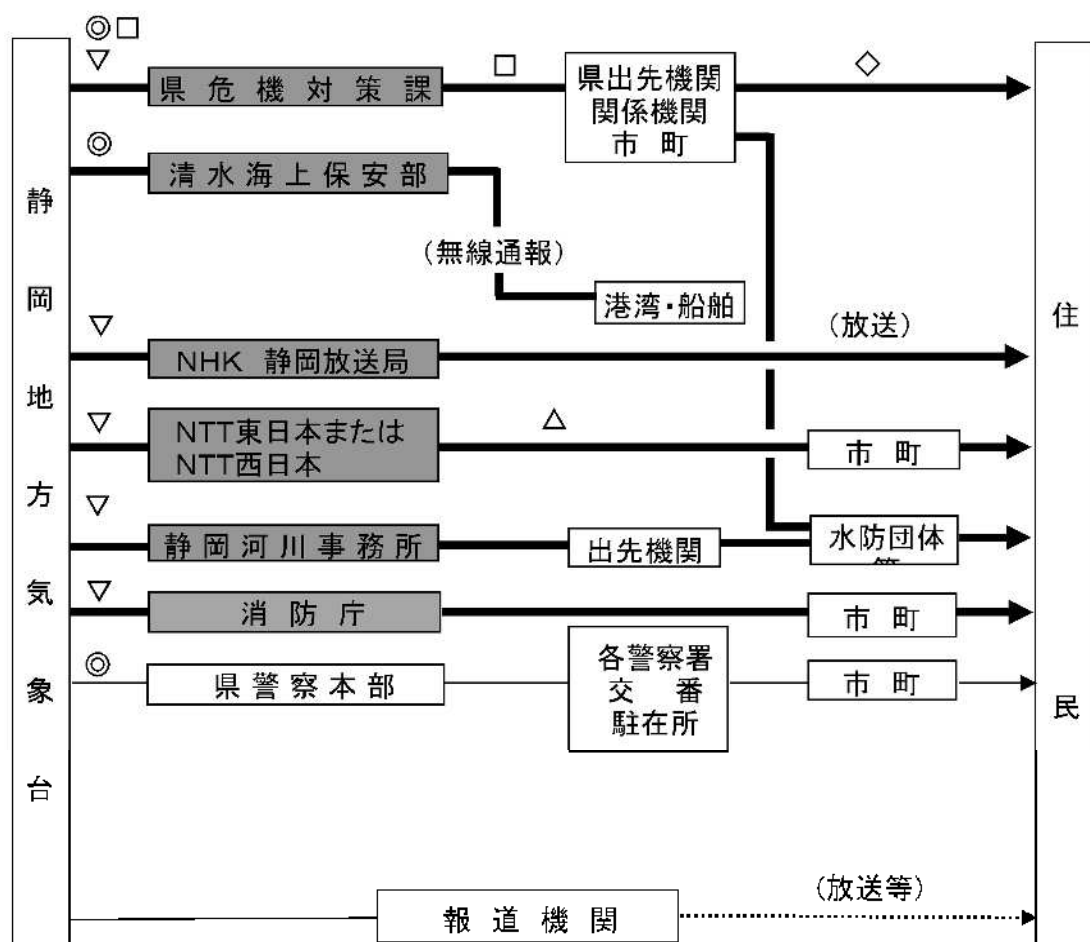
市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部の地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合は、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (7) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- (9) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点を設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体

の基準値は別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。

- (10) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。
- (13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

気象等の予報(注意報)及び警報伝達系統図



- 法令(気象業務法等)による通知、周知の系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知の系統
- 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

- ◎防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △加入電話・FAX
- ▽オンライン(アデス経由)
- 県防災行政無線
- ◇市町村防災行政無線

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。

※静岡県地域防災計画資料編「5 気象・地震観測、気象予警報関係」より参照

2 気象等の注意報並びに警報の発表・切り替え・解除並びに発表細分区域

(1) 気象等の注意報・気象情報等の発表

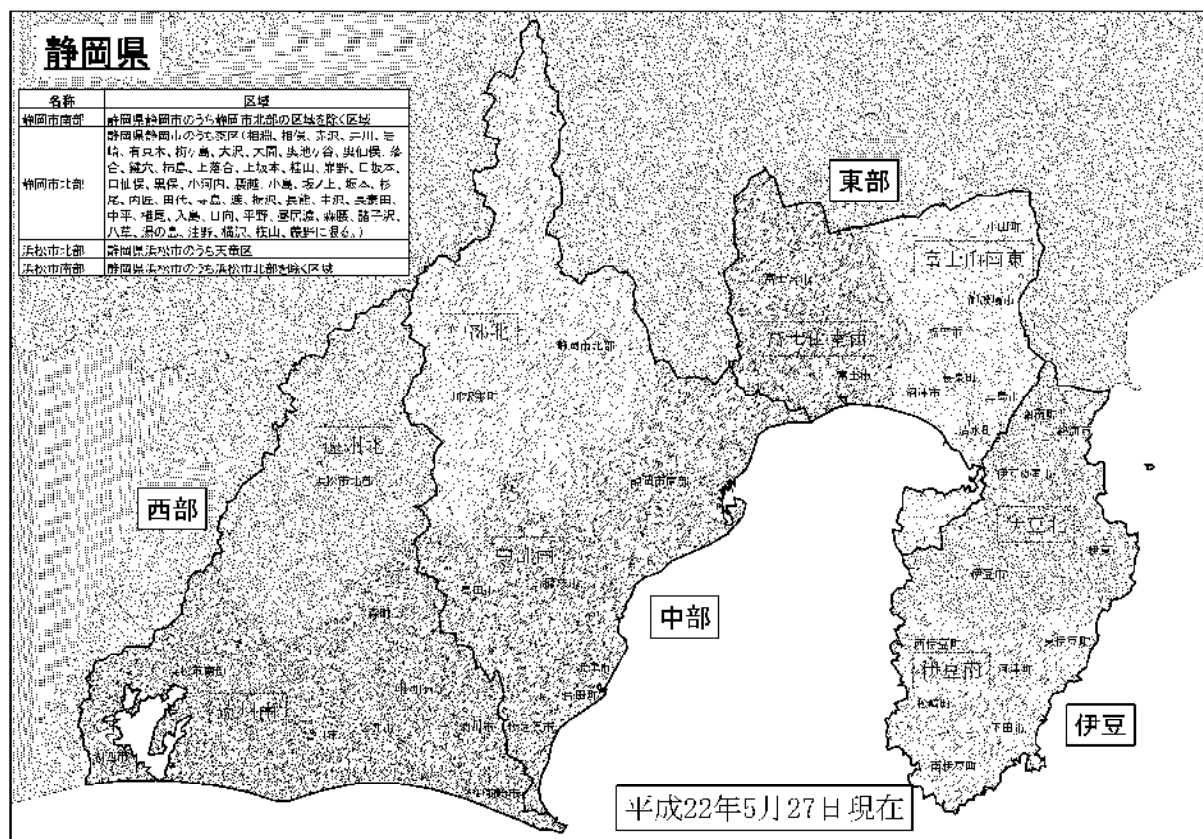
静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

(2) 気象等の注意報・警報の切り替え・解除

イ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、または警報が行われたときに切り替えられる。

ロ 注意または警報は、必要がなくなった場合には、当該注意報または警報を解除する。

(3) 気象等の注意報・警報の発表細分区域（静岡県の予報及び注意報・警報発表区域細分図）



※ 静岡県全域など広域で発表する場合は、細分せずに「静岡県△△注意報」や「中部○○警報」といった発表になる場合もある。

3 水防活動用の気象等の注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水の注意報及び大雨・高潮・洪水の警報をもってこれに代える。

4 特定河川に対する予報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2により、天竜川下流、菊川、安倍川、狩野川及び大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当事務所と静岡地方気象台共同で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台共同で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。

水防法第10条の2及び気象業務法第14条の2により、太田川水系太田川・原野谷川については、静岡県袋井土木事務所と静岡地方気象台で河川名を付し、はん濫注意報情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。

5 水防警報等

水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

ア 水防情報は、県防災対策(水防)本部長(土木部河川班)。

イ 水防法第10条の4により国土交通大臣が指定した河川(県計画一般対策編第3章第23節 水防計画)の水防警報は国土交通大臣(沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長)が行う。

ウ 知事が指定した河川の水防警報は県災害対策(水防)本部長(土木部河川班)、またはその指定に基づいて土木事務所長が行う。

6 火災気象通報

消防法第22条により、静岡地方気象台長は、火災の予防上危険が大きいと認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町村長に通報する(県計画一般対策編第2章第11節 火災予防計画参照)。

7 通信途絶時の注意報、警報等伝達経路

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた各機関の障害用 FAX へ伝達する。この FAX による経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。